厚生労働大臣が定める掲示事項

【地方厚生（支）局長への届出事項】
情報通信機器を用いた診療に係る基準、電子的診療情報連携体制整備加算、糖尿病合併症管理料、糖尿病透析予防指導管理料、二次性骨折予防継続管理料3、がん治療連携指導料、持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定、 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

【明細書の発行状況】
当院では医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

【長期収載品の選定療養】
患者さんの希望(“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由)により長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の差額の2分の1に相当する金額を選定療養費(特別の料金)として患者さんにご負担いただく仕組みです。
・対象となる医薬品：外来診療・訪問診療での院外処方、後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が50％以上の長期収載品（注射薬剤含む）
・対象外となる場合：医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合や後発医薬品の提供が困難な場合（流通の問題など）、またはバイオ医薬品については対象外です。
・ご負担金額：長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の2分の1となります。（※選定療養費には別途消費税も必要です。）

【電子的診療情報連携体制整備加算】
・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
・マイナ保険証を促進する等、医療ＤＸを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
・算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付しています。

【一般名処方加算】
当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。 後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。
※一般名処方とは：お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

【特定疾患療養管理料 / 生活習慣病管理料】
当院では、患者さんの状態に応じ、28日以上の長期処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれも対応可能です。なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは患者さんの病状に応じて、担当医が判断いたします。

【間歇スキャン式持続血糖測定器の使用に関する選定療養について】
間歇スキャン式持続血糖測定器（フリースタイルリブレ2）を診療報酬上対象とならない方に、選定療養費として取り扱っています。使用をご希望される方は診察時に医師にお声がけください。
・リブレ2センサー　1個　7,000円（税込み）

【情報通信機器を用いた診療】
・情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬は処方いたしません。
・対応状況を記入した「オンライン診療指針」の遵守の確認をするためのチェックリストは、右のQRコードから公開しています。